

令和3年3月24日

関係各団体の長 殿

公共工事等における契約関係書類等の一部改正について（お知らせ）

標記のことについて、4月1日から提出する契約関係書類を下記のとおり一部改正しますので、お知らせします。

貴傘下会員等あて周知のほどよろしく申し上げます。

記

1. 大分県公共工事請負契約約款の一部改正について

(1) 改正内容

①遅延賠償金の割合の改正（第34条、第55条、第56条及び第58条）

約款第34条第6項、第55条第3項、第56条第5項及び第58条第2項中「年2.6パーセント」を「年2.5パーセント」に改める。

②前払の使用等の適用対象の改正（第37条）

約款第37条ただし書中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

※ホームページには3月31日に掲載する予定です。

2. 契約関係書類様式の一部改正について

(1) 改正内容

①契約時等に提出する次の簡易な書類について、押印を省略できるものとします。

なお、押印をして提出のあった場合は、従前どおり取扱うこととします。

- ・課税（免税）事業者届出書
- ・現場代理人・主任技術者等選任（変更）通知書（受注者用のみ押印不要）
- ・請負代金内訳書
- ・工程表、変更工程表（様式も全部改正）
- ・建退共証紙購入（当初・変更）申告書

②次の書類について、全部改正します。※押印は、従前どおり必要です。

- ・請求書
- ・契約保証金還付請求書

※様式について、ホームページに掲載しております。

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/17050/kensetsu-yoshiki.html>

大分県土木建築部公共工事入札管理室

TEL 097-506-4527